

第53回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年8月30日（火曜日）午前10時
受付開始：午前9時30分

開催場所

名古屋市中村区則武1-6-3 ベルヴェオフィス名古屋
TKPガーデンシティPREMIUM名駅西口2階 スピカ

議 案

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件
- 第3号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)報酬等の額改定の件
- 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件
- 第5号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

目 次

株主の皆様へ……………	1
第53回定時株主総会招集ご通知……………	2
議決権行使についてのご案内……………	3
株主総会参考書類……………	5
（提供書面）	
事業報告……………	16
計算書類……………	32
監査報告……………	43

株主の皆様へ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

東海ソフト株式会社は、2022年4月4日、東京証券取引所及び名古屋証券取引所の市場再編に伴い、東京証券取引所はスタンダード市場、名古屋証券取引所はプレミアム市場を選択しました。株主の皆様におかれましては、引き続き温かいご支援を賜りますようお願い申し上げます。さて収束に向かいつつも、まだまだ新型コロナウイルス感染症の影響が懸念される昨今ではございますが、感染症対策及び職域接種をより進め、定款第12条の通り第53期（2021年6月1日～2022年5月31日）定時株主総会を開催したく、その招集ご通知をご覧いただくに当たりまして、一言ご挨拶申し上げます。

当期は、不採算案件による車載組込み分野と公共社会分野の伸び悩みはあったものの、安定した製造業のDX対応関連開発に支えられ、売上高7,303百万円（前期比9.4%増）、営業利益673百万円（同44.6%増）、経常利益658百万円（同27.8%増）、当期純利益442百万円（同9.9%増）となり、コロナ禍及びロシアのウクライナ侵攻による影響を最小限に留め、過去最高の業績を残すことができました。

さて長らく続いた、新型コロナウイルス感染症もようやく収束に向かうと思われませんが、ロシアのウクライナ侵攻により、製造業のサプライチェーンの見直しは今後より一層加速すると思われま。それに伴いDX関連設備投資も拡大の兆しが見え、安定した公共関連開発もデジタル庁の本格始動により活発化してきています。またこのところ伸び悩んでいる車載関連開発もCASE（繋がる車・自動運転・カーシェア・電動化）対応開発にシフトが進むと思われ、当社の事業展開には有利に働くと確信しております。

また中長期的に捉えると、世界の産業構造はindustry4.0やその先のsociety5.0の概念にみられるように激変しようとしています。この激変するICT社会において、当社の得意技術に育った、FA分野における接続技術（IoT）や画像（AI含む）処理技術、製造業向けの生産管理・製造実行管理（MES）、システム制御と監視（SCADA）システム、車や社会インフラ装置で培ったエンベデッド技術と金融・公共で磨いた大規模DBやクラウド技術等は、なくてはならない中核技術となっておりま。ポストコロナで一気に加速するであろう、この絶好のチャンスを活かすと共に、上場企業としての責任を自覚し、「DX関連開発で日本の産業界の発展を支えると共に、世界が掲げるSDGsの実現に資する」企業となるよう、役員はじめ従業員一丸となって一層精励して参る所存でございます。

株主の皆様におかれましては、今後とも、より一層の支援を賜りますよう、お願い申し上げます。

代表取締役社長 伊藤 秀和

株 主 各 位

証券コード 4430
2022年8月10日
名古屋市中村区則武二丁目16番1号
東海ソフト株式会社
代表取締役社長 **伊藤 秀和**

第53回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第53回定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルス感染リスクを避けるため、株主の皆様には、株主総会当日のご来場を見合わせていただき、書面（郵送）又はインターネットによる議決権行使を行っていただくようご推奨申し上げます。お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2022年8月29日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2022年8月30日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分）
2 場 所	名古屋市中村区則武1-6-3 ベルヴェオフィス名古屋 TKPガーデンシティPREMIUM名駅西口2階 スピカ （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	報告事項 第53期(2021年6月1日から2022年5月31日まで)事業報告及び計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬等の額改定の件 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の 割当てのための報酬決定の件 第5号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件
4 議決権行使について のご案内	3頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。
- 節電の取り組みの一環として、当日は会場の空調を抑制することがございます。また、当社役職員は軽装（クールビズ）にて対応させていただきますので、予めご了承くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会へのご出席の株主の皆様へのお土産のご用意はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

当社ウェブサイト (<https://www.tokai-soft.co.jp/>)



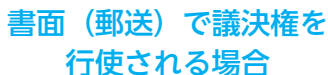
株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討の上、議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。
議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



同封の議決権行使書用紙を会場受付
にご提出ください。

日 時

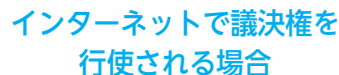
2022年8月30日(火曜日)
午前10時(受付開始：午前9時30分)



同封の議決権行使書用紙に議案の賛否をご表示の上、ご返送ください。

行使期限

2022年8月29日（月曜日）
午後5時30分到着分まで



次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2022年8月29日(月曜日)
午後5時30分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

▶こちらに議案の賛否をご記入ください。

第1号議案

- 全員賛成の場合 ≫ 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 ≫ 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 ≫ 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

第2、3、4、5号議案

- 賛成の場合 >> **「賛」** の欄に○印
- 反対する場合 >> **「否」** の欄に○印

※議決権行使書用紙はイメージです。

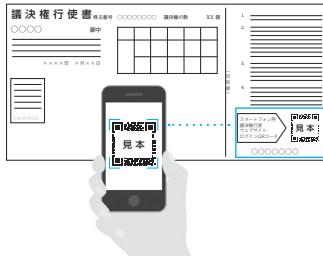
書面（郵送）及びインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

インターネットによる議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

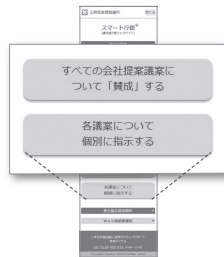
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

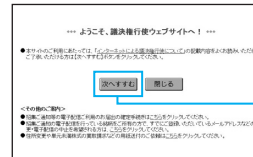
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

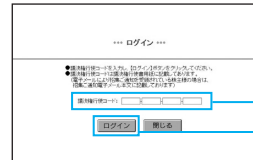
議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

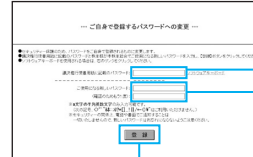
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

インターネットによる議決権行使で
パソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などが
ご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031 (フリーダイヤル)
(受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されることに伴い、株主総会資料の電子提供制度が導入されることとなりますので、次の通り定款を変更するものであります。

- （1）株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨を定款に定めることが義務付けられることから、変更案第17条（電子提供措置等）第1項を新設するものであります。
- （2）株主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した株主に交付する書面に記載する事項の範囲を法務省令で定める範囲に限定することができるようにするため、変更案第17条（電子提供措置）第2項を新設するものであります。
- （3）株主総会資料の電子提供制度が導入されますと、現行定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の規定は不要となるため、これを削除するものであります。
- （4）上記の新設及び削除される規定の効力に関する附則を設けるものであります。なお、本附則は期日経過後に削除するものといたします。

2. 変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供) 第17条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u> (新 設) (新 設)	(削 除) (電子提供措置等) 第17条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> 2 <u>当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u> (附則) 1 <u>変更前定款第17条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第17条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u> 2 <u>前項の規定に関わらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第17条はなお効力を有する。</u> 3 <u>本附則は、2023年3月1日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u>

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）全員（6名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いするものがあります。

なお、本議案に関しましては、監査等委員会は特段の意見がない旨を確認しております。

また、取締役候補者の指名については、審議プロセスの客観性や透明性、公平性を高めるため、委員の過半数を独立社外取締役で構成する任意の諮問機関である指名委員会に諮問し、その意見を尊重した上で取締役会において決議されております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次の通りであります。

候補者番号	氏 名		当社における地位	
1	いとう	ひでかず	取締役社長（代表取締役）	再 任
	伊藤	秀和		
2	やました	かずひろ	常務取締役	再 任
	山下	一浩		
3	なかはら	りゅう	常務取締役	再 任
	仲原	龍		
4	みずたに	しんすけ	取締役	再 任
	水谷	慎介		
5	つじ	かずひろ	取締役	再 任
	辻	和宏		
6	おのえ	まさのり	取締役	再 任
	尾上	雅憲		

再 任 再任取締役候補者

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
1 再任	いとう ひでかず 伊藤 秀和 (1959年8月18日)	1982年 4 月 当社入社 2001年 6 月 当社第 2 技術部部长 2002年 6 月 当社本社技術統括部長 2004年 8 月 当社取締役(本社営業・技術担当) 2007年 8 月 当社常務取締役(西日本担当) 2010年 8 月 当社代表取締役社長(現任)	326,500株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
2 再任	やました かずひろ 山下 一浩 (1964年7月25日)	1988年 4 月 大正製薬株式会社入社 1989年 8 月 当社入社 2007年 6 月 当社経営企画室次長 2010年 6 月 当社管理本部本部長 2016年 8 月 当社取締役(管理担当) 兼管理本部本部長 2017年 6 月 当社取締役(管理担当) 兼管理本部本部長 兼経理部部长 2020年 6 月 当社取締役(管理担当) 2020年 8 月 当社常務取締役(管理担当)(現任)	43,700株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
3 再任	なかはら りゅう 仲原 龍 (1962年3月15日)	1990年10月 旭エレクトロニクス株式会社入社 1997年12月 アクティブティ株式会社入社 1999年10月 当社入社 2012年 6 月 当社ソリューション技術部部长 2015年 6 月 当社ソリューション・産業技術本部副本部長 2016年 8 月 当社取締役(技術担当) 2018年 6 月 当社取締役(技術担当) 兼エンベデッド技術本部本部長 2020年 8 月 当社常務取締役(技術担当) 兼エンベデッド技術本部本部長 2021年 6 月 当社常務取締役(技術担当) 兼公共社会技術本部本部長(現任)	49,640株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
4 再任	みづたに しんすけ 水谷 慎介 (1971年8月31日)	1995年 4 月 日本ミニコンピュータシステム株式会社入社 1998年 8 月 セイコーエプソン株式会社へ出向 2000年 8 月 当社入社 2012年 8 月 当社取締役(情報システム担当) 2020年 6 月 当社取締役(コンプライアンス担当)(現任)	864,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
5 再任	つじ かずひろ 辻 和宏 (1968年4月13日)	1992年 4 月 当社入社 2016年 6 月 当社第1営業部部長 2019年 6 月 当社営業本部本部長 2020年 8 月 当社取締役(営業担当) 兼営業本部本部長 2021年 6 月 当社取締役 兼組込み技術本部本部長(現任)	18,761株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）	所有する当社の株式数
6 再任	おのえ まさのり 尾上 雅憲 (1974年6月9日)	1997年 4 月 当社入社 2018年 6 月 当社産業システム第1技術部部長 2019年 6 月 当社産業技術本部本部長 2020年 8 月 当社取締役 兼産業技術本部本部長(現任)	15,838株

- (注) 1. 各取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 各候補者の所有する当社の株式数は、当期末(2022年5月31日)現在の株式数を記載しております。
3. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項の規定に基づく役員等賠償責任保険契約を締結しており、取締役が業務に起因して損害賠償責任を負った場合における損害等を補填することとしております。役員等賠償責任保険契約の保険料は全額当社が負担しております。各候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 取締役に対して特に期待する分野 (2022年8月30日以降の予定)

当社取締役に対して特に期待する専門性・経験は以下の通りです。

当社は、取締役に対しそれぞれ期待する分野を明示することで、経営理念及び中長期ビジョンを実現するための経営体制を明確にしております。

会社における地位	氏 名	特 に 期 待 す る 分 野							
		企業経営	財務・会計	法務 労務	エンジニア リング技術	営業 マーケティング	品質保証	コンプライ アンス	サステナビ リティ
代表取締役 社長	伊藤 秀和	○	○						○
専務取締役	尾上 雅憲	○			○		○		
常務取締役	山下 一浩	○	○	○					○
取締役	仲原 龍				○				
取締役	水谷 慎介							○	
取締役	辻 和宏				○	○			
取締役 (監査等委員)	神谷 俊一			○				○	
取締役 (監査等委員)	阿知波 知子		○	○					
取締役 (監査等委員)	吉永 明宏		○						

第3号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬等の額改定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2017年8月30日開催の第48回定時株主総会において、年額200百万円以内と決議いただき今日に至っておりますが、役員報酬制度の見直しの一環として、経営環境及び経済情勢等の変化を勘案し、コーポレート・ガバナンスをより推進する観点から、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額を年額300百万円以内と改めさせていただきたいと存じます。

本議案は、当社の事業規模、役員報酬体系やその支給水準、現在の役員の員数及び今後の動向等を総合的に勘案しつつ、報酬委員会の審議を経て取締役会で決定しており、相当であるものと判断しております。

本議案をご承認いただいた場合、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を、14頁の通り変更することを予定しております。また、本議案における本報酬等の額改定は、当該変更後の方針に沿って取締役の報酬等の内容を定めるために必要かつ相当な内容であると考えております。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役0名）ですが、第2号議案が原案通り承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役0名）となります。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬等の額改定の件」が原案通り承認可決されますと、年額300百万円以内となります。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）（以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えると共に、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、第3号議案でご承認いただく報酬枠の範囲内にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額30百万円以内といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役0名）ですが、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は6名（うち社外取締役0名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年30,000株以内（但し、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額としない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。

本議案は、委員の過半数を独立社外取締役に構成する任意の諮問機関である報酬委員会に諮問し、その意見を尊重した上で取締役会において決議されております。本議案をご承認いただいた場合、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針を、14頁の通り変更することを予定しております。また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した直後の時点までの間（以下「譲渡制限期間」という。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

(2) 退任時の取り扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間（以下「役務提供期間」という。）の満了前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、その退任につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。但し、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社又は当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合、又は、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社の取締役会が予め定める地位を退任した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取り扱い

上記（１）の定めに関わらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（但し、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

【ご参考】

当社は、本株主総会終結の時以降、上記の譲渡制限付株式と同様の譲渡制限付株式を、当社の取締役を兼務しない執行役員及び従業員に対し、割当てる予定です。

【ご参考】取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

当社は、2022年6月14日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針の改定を、本総会において第3号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）報酬等の額改定の件」及び第4号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の割当てのための報酬決定の件」が承認されることを条件として決議しております。その内容は次の通りです。

1. 基本方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し、かつ、中期経営計画も踏まえた報酬体系とし、担当領域の規模・責任に応じた適正水準とすることを基本方針とする。具体的には取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬は、基本報酬及び業績連動報酬等並びに非金銭報酬等により構成する。

2. 基本報酬（金銭報酬）の個人別の報酬等の額の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の基本報酬は、月額固定報酬とし、株主総会で報酬総額の範囲を決議し、外部専門機関の客観的な報酬調査結果を参考にしつつ、役員報酬内規に従い役位、職責等に応じて取締役会で決定する。監査等委員である取締役の報酬等に関しては、独立性確保の観点から、固定報酬のみで構成し、株主総会で報酬総額の範囲を決議し、監査等委員会規程に基づき監査等委員会で業務の分担等を勘案して決定する。

3. 業績連動報酬等の内容及び額の算定方法の決定に関する方針（報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。）

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の業績連動報酬は、適正な会社経営を通じて業績向上への意欲や士気を高めるため、各事業年度における営業利益とROE（自己資本利益率）を業績指標として、各取締役の役位、担当領域の規模・責任等に応じた一定の基準に基づき算出した額を月額の業績連動報酬として支給する。

4. 非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法及びその付与時期又は条件の決定に関する方針

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬等のうち非金銭報酬は、譲渡制限付株式とし、取締役（監査等委員である取締役を除く）に対して譲渡制限付株式付与のために支給する金銭債権の総額は年額30百万円以内かつ、当社が新たに発行又は処分する普通株式の総数は年30,000株以内（但し、本株主総会の決議の日以降の日を効力発生日とする当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合、当該効力発生日以降、分割比率・併合比率等に応じて、当該総数を、必要に応じて合理的な範囲で調整する。）とする。取締役（監査等委員である取締役を除く）への具体的な支給時期及び配分については、報酬委員会の諮問を経て取締役会において決定する。

5. 基本報酬（金銭報酬）、業績連動報酬等又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

基本報酬、業績連動報酬等又は非金銭報酬等の額に対する割合の決定に関する方針は、企業価値の持続的な向上に寄与するために、最も適切な支給割合となることを方針とする。

6. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法に関する事項

個人別の報酬額については、役位、職責等に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与レベルも踏まえ、取締役会決議により決定する。監査等委員である取締役の個人別の報酬額は、業務の分担等を勘案して監査等委員会で決定する。当該の決定に当たっては、報酬委員会からの答申内容を踏まえて決定する。

第5号議案 役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給の件

当社は、コーポレート・ガバナンス強化の一環として役員報酬制度の見直しを行い、2022年6月14日開催の取締役会において、取締役及び執行役員に対する役員退職慰労金制度を本株主総会終結の時をもって廃止することを決議いたしました。

これに伴い、第2号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件」が原案通り承認可決されることを条件として重任予定の取締役に対し、それぞれ本総会終結の時までの在任期間に対する労に報いるため、当社所定の基準に従い、相当額の範囲内で役員退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給とすることといたしたいと存じます。

なお、支給の時期につきましては、各取締役の退任時とし、その具体的金額、方法等につきましては取締役会に一任願いたいと存じます。

本議案は、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（概要につきましては14頁をご参照ください）に沿って、役員報酬制度の見直しを行うことに伴う役員退職慰労金制度の廃止のための打ち切り支給を行うことを内容とするものであり、委員の過半数を独立社外取締役で構成する任意の諮問機関である報酬委員会において検討を行い、妥当であると答申をいただいていることから、相当であると考えております。

打ち切り支給の対象となる取締役の略歴は次の通りであります。

氏 名	略 歴	
伊藤 秀和	2004年8月	取締役
	2007年8月	常務取締役
	2010年8月	代表取締役社長（現任）
山下 一浩	2016年8月	取締役
	2020年8月	常務取締役（現任）
仲原 龍	2016年8月	取締役
	2020年8月	常務取締役（現任）
水谷 慎介	2012年8月	取締役（現任）
辻 和宏	2020年8月	取締役（現任）
尾上 雅憲	2020年8月	取締役（現任）

以 上

事業報告

(2021年6月1日から
2022年5月31日まで)

1. 会社の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当事業年度における我が国の経済は、新型コロナウイルス感染症拡大の収束時期は未だ不透明な状況であります。官民一体の感染防止対策が行われる中で正常化に向かっており、また海外経済が回復基調にあることも背景に景気は緩やかに持ち直す動きを見せております。一方で、製造・物流業を中心に国内の景気回復が進む中、半導体をはじめとした部品不足が継続していることに加え、ウクライナ情勢による地政学リスクの高まりや原材料・エネルギー価格の高騰、グローバルサプライチェーンの混乱が経済活動への懸念材料となっており、足元では欧米各国がインフレ対策として金融引き締めへ転じ金利上昇や円安をもたらしており、世界的な景気拡大にブレーキがかかることも懸念されます。

当事業年度における当社の属するソフトウェア業界は、ウィズコロナ以降を見据えたデジタル化による事業構造の変革や競争力の強化を狙う製品開発や設備投資の動きは継続し、開発需要拡大の恩恵を受けております。特に事業のデジタル化（デジタル・トランスフォーメーション）に関連するシステム投資はSDGsの関心の高まりと合わせて大きく増加する傾向にあり、関連する当事業分野におけるソフトウェア開発に係る需要は、当事業年度末まで旺盛な状況を維持しております。当社は今後も経営を取り巻く環境の変化を注視しながら、国内企業のシステム投資意欲の高まりを商機と捉え事業の拡大を目指して参ります。

当事業年度における各事業分野の事業の状況と取り組みとしまして、1) 組込み関連事業につきましては、車載向け組込み関連開発の需要が順調に拡大を続け、自動運転、AUTOSAR、モデルベース等の技術を活用した開発案件の売上は堅調に推移しました。一方、産業機器に係る組込み開発においては、機器メーカーの新製品開発や製品改良、製品開発の計画に期初以降の慎重な姿勢が継続し、今後も開発投資の動向を注視して参ります。このような状況の下、車載組込み関連開発におきましては、大手自動車メーカーが掲げるソフトウェアファーストの推進や国際的なカーボンニュートラルの流れを受けてEVシフトが加速することにより、今後車載組込みソフトウェア開発に大きな質的变化が予測されることから、主要顧客の開発計画や予算の執行状況等に十分な注意を払いながら業績拡大を目指して参ります。2) 製造・流通及び業務システム関連事業につきましては、コロナ禍において対面営業や顧客先対応業務の制限が当該事業推進へ多少の影響を与えたものの、オンラインによる営業活動やウェビナー等の新しい営業手法も定着し、生産管理パッケージソフトウェア及び製造実行管理パッケージソフトウェアの関連開発の売上を中心に当該関連開発の売上は順調に推移し、今後も積極的に受注と売上の拡大を目指して参ります。また、国内製造業の競争力強化を目的とした事業のデジタル化のためのシステム投資は引き続き活発な状況にあり、産業系システム関連開発の売上は堅調に推移いたしました。今後は、事業のデジタル化に加えSDGsの重要テーマであるカーボンニュートラル実現に向けた企業の取り組みを商機と捉え、提案活動を積極展開し新規・既存顧客双

方からの受注拡大を目指すと共に、当社ソリューションノウハウの見える化を進め顧客毎のシステム開発投資のニーズに柔軟に対応し、更に業績の拡大を目指して参ります。3) 金融・公共関連事業につきましては、前期に比べ開発要員の稼働状況が通常状態に回復し、公共関連事業において新たな開発案件を積極的に受注したことにより、事業環境は堅調に推移しました。今後は既開発案件の改修・改造に加え、2021年9月に新設されたデジタル庁が推進する「行政のデジタル化（デジタル・ガバメント実行計画等）」の関連案件を視野に、顧客やパートナー企業との信頼関係を築きながら安定的・継続的な受注・売上を確保して参ります。4) 全社的取り組みにつきましては、技術開発力の持続的な発展のために人材育成へ注力することをテーマに進めて来た品質管理手法（PMBOK）について、より効率的かつ厳格な原価・工程・品質の管理手法へ進化させ、プログラム開発業務の改善による品質管理の向上により生産性と収益性の改善を進めた結果、収益の改善に一定の効果を確認しております。また、システム開発が複雑化・大規模化する中で業績拡大や付加価値の向上が期待される反面、トラブル発生時の損失リスクの拡大も懸念されることから、これまで以上に業務プロセスや管理体制の強化に努めて参ります。また、コロナ禍が推し進めた時差出勤や在宅勤務、Web会議やオンライン商談等、引き続き多様な働き方と事業活動環境づくりに挑戦して参ります。なお、当社事業の根幹をなす開発技術者の新卒・中途採用におきましても、コロナ禍においてWeb説明会やオンライン面接等、デジタル化を積極的に進め、引き続き優秀な人材の確保に努めて参ります。

以上の結果、当事業年度の売上高は7,303,586千円（前期比9.4%増）、営業利益は673,324千円（同44.6%増）、経常利益は658,582千円（同27.8%増）、当期純利益は442,789千円（同9.9%増）となりました。

当社はソフトウェア開発事業の単一セグメントであるため、当社事業区分別の業績について、以下に記載いたします。

<組込み関連事業>

民生・産業機器関連開発において、コロナ禍による新製品や新技術に関する投資計画見直しの影響はあったものの、車載向け組込み関連開発が堅調に推移し、組込み関連事業の売上高は、2,575,824千円（前期比3.3%増）となりました。

<製造・流通及び業務システム関連事業>

コロナ禍から順調に業績を回復した国内の製造・流通業における設備投資や関連する製造関連業務システム開発は、メーカーを中心とした積極投資により堅調な状況を維持し、製造・流通及び業務システム関連事業の売上高は、3,680,353千円（前期比12.7%増）となりました。

<金融・公共関連事業>

公共関連開発に係る受注及び売上はコロナ禍においても堅調を維持し、受注・開発体制も適切に対応できた結果、金融・公共関連事業の売上高は、1,047,409千円（前期比14.0%増）となりました。

事業別売上高

事業区分	第 52 期 (2021年5月期) (前事業年度)		第 53 期 (2022年5月期) (当事業年度)		前事業年度比	
	金額	構成比	金額	構成比	金額	増減率
組込み関連事業	2,492,728千円	37.3%	2,575,824千円	35.3%	83,095千円	3.3%
製造・流通及び業務システム 関連事業	3,265,028	48.9	3,680,353	50.4	415,325	12.7
金融・公共関連事業	919,179	13.8	1,047,409	14.3	128,229	14.0
合 計	6,676,935	100.0	7,303,586	100.0	626,651	9.4

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

② 設備投資の状況

当事業年度中において実施いたしました当社の設備投資の総額は28,274千円で、その主なものは次の通りであります。

イ. 当事業年度中に完成した主要設備

特記すべき事項はありません。

ロ. 当事業年度において継続中の主要設備の新設、拡充 基幹業務システムの開発費20,639千円であります。

③ 資金調達の状況

特記すべき事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

特記すべき事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

特記すべき事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

特記すべき事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

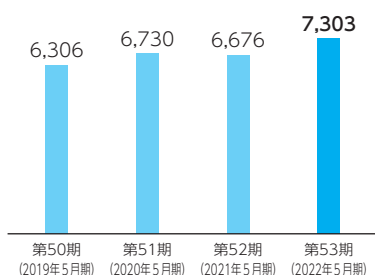
特記すべき事項はありません。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

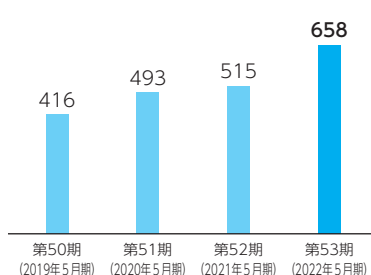
区 分	第 50 期 (2019年5月期)	第 51 期 (2020年5月期)	第 52 期 (2021年5月期)	第 53 期 (当事業年度) (2022年5月期)
売 上 高 (千円)	6,306,028	6,730,900	6,676,935	7,303,586
経 常 利 益 (千円)	416,163	493,818	515,286	658,582
当 期 純 利 益 (千円)	272,745	377,310	402,795	442,789
1 株当たり当期純利益 (円)	74.63	79.69	81.86	90.26
総 資 産 (千円)	4,768,374	5,487,447	7,274,448	7,811,447
純 資 産 (千円)	2,788,374	3,469,257	3,781,274	4,082,432
1 株 当 た り 純 資 産 (円)	596.63	705.13	768.54	860.51

- (注) 1. 当社は、2018年10月19日付で普通株式1株につき10株の株式分割及び2019年11月1日付で普通株式1株につき2株の割合で株式分割を行っております。第50期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産を算定しております。
2. 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用しており、当事業年度に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

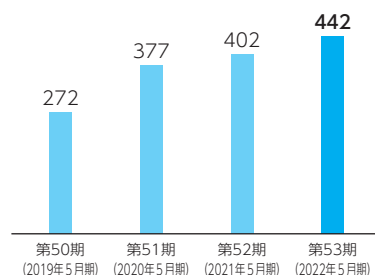
売上高 (単位：百万円)



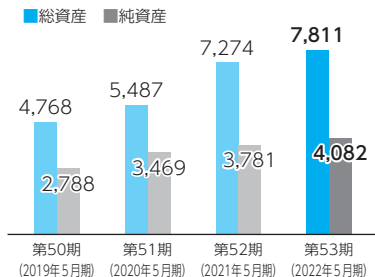
経常利益 (単位：百万円)



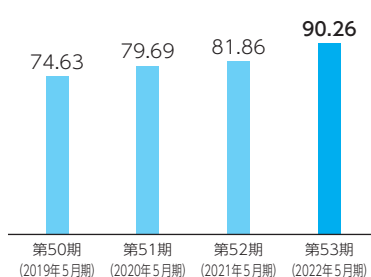
当期純利益 (単位：百万円)



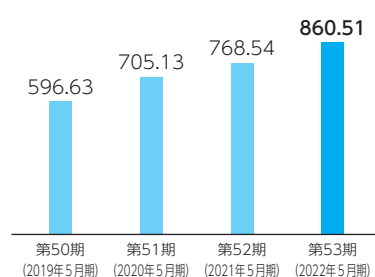
総資産/純資産 (単位：百万円)



1株当たり当期純利益 (単位：円)



1株当たり純資産 (単位：円)



(3) 重要な親会社及び子会社の状況

当社は、親会社及び子会社を有していないため、該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社ソフトウェア開発事業の顧客を取り巻く経営環境は、製品の製造・販売から利用価値を売るサービス化（モノからコト）へと収益構造を変化させており、この変化は海外企業を先行者としグローバルな潮流となって、当社ソフトウェア開発事業の受注環境も大きく変化しております。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束時期等につきましては、不確定要素が多く、引き続き今後の動向を注視して参りますが、感染拡大による当社の業績への影響は、現時点においては軽微であります。現在、製造業を中心に多くの企業はウィズコロナ以降を見据えたDX（デジタルトランスフォーメーション）を活用した新たな事業環境の構築を活発化させており、産業向けDX関連開発技術に強みを持つ当社では、以下の取り組みにより中長期の業績拡大と共に省エネ・省資源を支えるソフトウェアシステム開発を通じて、持続可能な社会（SDGs）の実現に寄与して参ります。

①営業力の強化と引き合い案件の増加

取引高の大きい既存・定常の顧客からの安定受注を継続すると共に、新規顧客からの受注拡大に必要な開発要員を確保するために、技術教育に注力し、様々な開発案件に開発人材を柔軟かつ機動的に配置できるよう、努めて参ります。また、新規顧客を開拓するために、当社の得意な技術分野での提案力を強化し、営業と技術が一体となった受注体制の強化を図って参ります。

②プロジェクトの請負化・大規模化の推進

売上と収益の拡大を目指し、大型プロジェクトの一括請負を行うため、品質保証部門と技術部門が協力してプロジェクト管理活動を強化し、プロジェクト管理力を高めることにより請負業務のリスクを軽減し、大規模システムの請負能力を強化して参ります。加えて、品質保証部を中心として開発プロセスを標準化し、安定した品質と生産性の向上を図ると共に技術者教育を強化し、必要な技術を持つ技術者を機動的にプロジェクトに結集させるために事業部間の連携も強化して参ります。

③コスト競争力の強化

プロジェクト管理の強化により品質と開発効率を向上させコスト競争力を強化すると共に、国内外の協力会社を活用し開発力の向上と原価低減を進めて参ります。

④優秀な人材の確保、育成

当社のソフトウェア開発事業における競争力の源である人材育成に関しましては、社内教育中心の技術教育に加え外部機関による総合的人材育成プログラムを活用して、最優先事項として取り組んで参ります。また、採用活動においても、人材の多様性に配慮し広い視野で実施し、新卒採用と中途採用のバランスを取りながら、将来を担う優秀な人材の確保に努めて参ります。

⑤新しい技術へのチャレンジ

昨今は、IoT・AI・クラウドコンピューティング・自動運転等の既に実用化された技術が、C A S E（Connected（コネクティッド）、Autonomous/Automated（自動化）、Shared（シェアリング）、Electric（電動化））やD X（デジタルトランスフォーメーション）という広がりを持ったコンセプトとして社会の仕組みまでを変えてしまうような状況が進みつつあります。特にDXは世界的な課題であるSDGsの実現の期待を担いコロナ後の社会を変える新しい技術としてその可能性に注目が集まっており、産業界へのD Xの浸透は、当社のソフトウェア開発事業にとって大きなビジネスチャンスと捉えております。

こうした時代の要請に応え事業の拡大を目指して、今後も新技術の習得に向け積極的な人材育成と共に、新技術を活用した開発提案を加速して参ります。

⑥働き方改革の実践

当社の従業員に対しては、政府の働き方改革の方針を受けた心身の健康とワーク・ライフ・バランスに配慮した労務管理を実践して参ります。具体的には、ノー残業dayの実施とその浸透、衛生委員会を通じた職場・労務環境の管理と整備、プロジェクトマネジメントの強化による工程遅れやトラブルによる残業の増加防止等の施策について全社を挙げて進めると共に、一般のコロナ禍で試行し一定の成果を見ましたテレワークにつきましても新しい時代の働き方の可能性の一つとして、今後もその有効性や実施可能性を検証して参ります。

(5) 主要な事業内容（2022年5月31日現在）

事業区分	事業内容
組込み関連事業	1) 車載関連開発 自動車をはじめとするガソリン・電動・水素燃料車両等に搭載され、エンジン、変速機等の動力制御用や、ドア、照明等の車体機構制御用のECU（電子制御ユニット）のソフトウェア開発を中心に関連するソフトウェアツール等のソフトウェア開発を行っております。 2) 民生・産業機器関連開発 自動販売機を中心にデジタル家電やATM（現金自動預け払い機）まで様々な民生及び産業機器の制御ソフトウェアの開発を行っております。 ※ATMは、主に金融機関で使用されておりますが、当社担当部分が同機器の機構制御のための組込み開発であるため、組込み関連事業に分類しております。
製造・流通及び業務システム関連事業	1) 製造・流通システム関連開発 製造・流通業向けの機器の制御や監視等を行う産業向けソフトウェア開発で、工場の生産ラインや物流システムの搬送装置等を監視・制御するソフトウェアを中心に、DX(デジタルトランスフォーメーション)関連開発も行っております。 2) 業務システム関連開発 製造業、物販・サービス業向けERPの中心となる生産管理から品質管理、販売・在庫管理等の業務アプリケーション開発を行っております。
金融・公共関連事業	1) 金融関連開発 大手Slerのパートナー会社の一員として、大手金融機関や政府系金融機関向けソフトウェアを受託し開発を行っております。 2) 公共関連開発 大手Slerのパートナー会社の一員として、中央省庁、地方自治体、大学、公益法人等のソフトウェアを受託し開発を行っております。

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年5月31日現在)

本	社	名古屋市中村区則武二丁目16番1号
支	店	東京(東京都港区)、三重(三重県四日市市)、大阪(大阪市中央区)
事	業	所
等		静岡事業所(静岡県三島市)

(7) 使用人の状況 (2022年5月31日現在)

部	門	使 用 人 数	前 事 業 年 度 末 比 増 減
事	業	511名	12名増
全	社 (共 通 部 門)	28	2名増
合	計	539	14名増

- (注) 1. 使用人数には当社から社外への出向者を含み、社外から当社への出向者、パートは含んでおりません。
2. 当社はソフトウェア開発事業の単一セグメントであるため、セグメント別の記載はしていません。

(8) 主要な借入先の状況 (2022年5月31日現在)

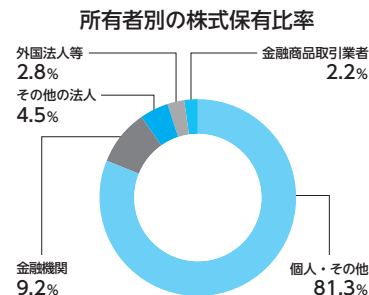
借	入	先	借	入	額
株	式	会	社	り	そ
な	銀	行			538,886 千円
三	井	住	友	信	託
銀	行	株	式	会	社
					500,012
株	式	会	社	三	菱
U	F	J	銀	行	416,672
株	式	会	社	大	垣
共	立	銀	行		159,240
株	式	会	社	み	ず
ほ	銀	行			76,676
株	式	会	社	愛	知
銀	行				845

(9) その他会社の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2. 株式の状況 (2022年5月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 10,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 4,920,300株
- (3) 株主数 3,314名
- (4) 大株主



株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
水谷 慎介	864,000 株	18.21%
東海ソフト社員持株会	631,130	13.30
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	364,400	7.68
伊藤 秀和	326,500	6.88
株式会社ネクスティエレクトロニクス	103,500	2.18
ビジネスエンジニアリング株式会社	78,200	1.65
仁井田 博義	50,000	1.05
成川 武彦	50,000	1.05
仲原 龍	49,640	1.05
野島 誠	47,100	0.99

- (注) 1. 当社は、自己株式176,110株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(5) その他株式に関する重要な事項

当社は、2022年4月26日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式の取得について決議し、以下の通り取得いたしました。

- | | |
|-------------|---------------------------|
| ① 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| ② 取得した株式の総数 | 175,800株 |
| ③ 取得価額 | 170,877,600円 |
| ④ 取得日 | 2022年4月27日 |
| ⑤ 取得理由 | 経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を行うため |

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 会社役員 の 状況

(1) 取締役の状況 (2022年5月31日現在)

会社における地位	氏 名	担 当 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代 表 取 締 役 社 長	伊藤 秀和	
常 務 取 締 役	山下 一浩	管理担当
常 務 取 締 役	仲原 龍	技術担当 兼 公共社会技術本部本部長
取 締 役	水谷 慎介	コンプライアンス担当
取 締 役	辻 和宏	組込み技術本部本部長
取 締 役	尾上 雅憲	産業技術本部本部長
取 締 役 (監 査 等 委 員)	神谷 俊一	弁護士法人三浦法律事務所 所属弁護士 株式会社中外 社外監査役 株式会社サガミホールディングス 社外取締役(監査等委員) 三和油化工業株式会社 社外取締役(監査等委員)
取 締 役 (監 査 等 委 員)	阿知波 知子	あちわ社会保険労務士事務所 代表社会保険労務士 あちわ行政書士事務所 代表行政書士 信和株式会社 社外取締役(監査等委員)
取 締 役 (監 査 等 委 員)	吉永 明宏	吉永明宏公認会計士・税理士事務所 代表公認会計士・税理士 株式会社マーズ取締役(非常勤)

- (注) 1. 取締役(監査等委員) 神谷 俊一氏、阿知波 知子氏、吉永 明宏氏は、社外取締役であります。
2. 2021年8月27日開催の定時株主総会終結の時をもって、齋藤 敏男氏、加藤 勝也氏、上久保 博幸氏は取締役(監査等委員)を退任いたしました。
3. 当社の監査等委員会の体制は次の通りであります。
委員長 神谷 俊一、委員 阿知波 知子、委員 吉永 明宏
4. 当社は、神谷 俊一氏、阿知波 知子氏及び吉永 明宏氏を東京証券取引所及び名古屋証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
5. 当社は、監査等委員会の職務の補助として必要に応じて経営企画室・内部監査室が対応しているため、常勤の監査等委員の選定を行っておりません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、神谷 俊一氏、阿知波 知子氏及び吉永 明宏氏との間で会社法第427条第1項に基づく責任限定契約を締結しております。当該契約により、各氏がその任務を怠ったことにより当社に損失を与えた場合で、かつその職務を行うにつき善意でかつ重大な過失のないときは、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として当社に対し、責任を負うものとしております。

(3) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険を保険会社との間で締結し、株主や第三者等から損害賠償請求を提起された場合において、被保険者が負担することになる損害賠償金・訴訟費用等の損害を当該保険契約により補填することとしています。当該保険契約の被保険者は当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)及び監査等委員である取締役であり、被保険者の実質的な保険料負担はありません。但し、法令違反の行為であることを認識して行った行為の場合等一定の免責事由があり、役員等の職務の適正性が損なわないように措置を講じています。

(4) 事業年度中に退任した取締役

氏 名	退 任 日	退 任 事 由	退 任 時 の 地 位 ・ 担 当 及 び 重 要 な 兼 務 の 状 況
齋 藤 敏 男	2021年8月27日	任 期 満 了	当社取締役(監査等委員)
加 藤 勝 也	2021年8月27日	任 期 満 了	当社取締役(監査等委員) 有限会社アイティーエム 代表取締役
上 久 保 博 幸	2021年8月27日	任 期 満 了	当社取締役(監査等委員)

(5) 取締役の報酬等

① 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能し、株主利益とも連動し、かつ、中期経営計画も踏まえた報酬体系を構築すべく、取締役個人別の報酬等の内容に係る決定方針(以下、「決定方針」という)を尊重して2021年7月13日開催の取締役会において決定方針を決議いたしました。

イ. 決定方針の内容と概要

・ 基本方針

取締役の報酬等は、金銭による固定報酬としての基本報酬のみとし、担当領域の規模・責任に応じた適正水準とすることを方針とする。

・ 基本報酬(金銭報酬)の個人別の報酬等の額の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の基本報酬は、月額固定報酬とし、株主総会で報酬総額の範囲を決議し、外部専門機関の客観的な報酬調査結果を参考にしつつ、役員報酬内規に従い職務及び会社の業績等を勘案して取締役会で決定する。監査等委員である取締役の報酬等に関しては、独立性確保の観点から、固定報酬のみで構成し、株主総会で報酬総額の範囲を決議し、監査等委員会規程に基づき監査等委員会で業務の分担等を勘案して決定する。

・ 業績連動報酬等並びに非金銭報酬等の内容及び額又は数の算定方法の決定に関する方針(報酬等を与える時期又は条件の決定に関する方針を含む。)

当社の取締役の報酬は、基本報酬のみで構成されているため、該当事項はありません。

・ 基本報酬(金銭報酬)、業績連動報酬等又は非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

当社の取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬のみで構成されているため、該当事項はありません。

ロ. 当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が決定方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

取締役の個人別の報酬等の内容の決定に当たっては、取締役会付議前に社外取締役に報告し、決定方針との整合性や報酬額の水準などについて意見交換を行い、当該意見交換を尊重して取締役会として決議しているため、取締役会は決定方針に沿うものであると判断しております。

② 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定の方法に関する事項

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の個人別の報酬額については、役位、職責、在任年数等に応じて、他社水準、当社の業績、従業員給与レベルも踏まえ、取締役会決議により決定する。監査等委員である取締役の個人別の報酬額は、業務の分担等を勘案して監査等委員会で決定する。

③ 当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額			対象となる 役員の員数
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役（監査等委員である取締役を除く。） （うち社外取締役）	130,620千円 （－）	130,620千円 （－）	－	－	6名 （－）
監査等委員である取締役 （うち社外取締役）	14,700 (12,600)	14,700 (12,600)	－	－	6 (5)
合 計 （うち社外取締役）	145,320 (12,600)	145,320 (12,600)	－	－	12 (5)

- (注) 1. 取締役の報酬等には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。
2. 上記報酬額等には、2021年8月27日開催の定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員）3名を含んでおります。
3. 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬限度額は、2017年8月30日開催の定時株主総会において、年額200百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は6名であります。
4. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2020年8月28日開催の定時株主総会において、年額30百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終結時点の監査等委員である取締役の員数は3名であります。
5. 上記の報酬等の額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額として、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名分14,410千円、監査等委員である取締役1名分210千円を含めております。

④ 当事業年度に支払った役員退職慰労金

2021年8月27日開催の定時株主総会決議に基づき、退任取締役（監査等委員）1名に対し役員退職慰労金3,280千円を支給しております。なお、金額には上記③(注)5. 及び過年度の事業報告において取締役の報酬等の総額に含めた役員退職慰労引当金の繰入額が含まれております。

- ⑤ 社外役員が親会社等又は親会社等の子会社等から受けた役員報酬等の総額
該当事項はありません。

(6) 社外役員に関する事項

- ① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係
・ 24頁に記載した神谷俊一氏、阿知波知子及び吉永明宏氏が兼務している他の法人等と当社との間には、取引関係がなく、また当社との間に特別の利害関係はありません。
- ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	取締役会 出席状況	監査等委員会 出席状況	発言状況及び社外取締役に期待される 役割に関して行った職務の概要
社外取締役 (監査等委員)	神谷 俊一	20回／20回	13回／13回	弁護士としての豊富な専門知識と知見に基づき、当社のコンプライアンス体制の構築・維持や議案の法的問題等について、幅広い視点による助言や適切な監督等を行っております。また当社指名委員会・報酬委員会の委員長として審議を主導し、委員会としての答申案をまとめている他、客観的な助言や意見交換等をいただくことにより、当社の経営の客観性や透明性、公平性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	阿知波 知子	15回／15回	10回／10回	公認会計士・税理士・社会保険労務士・行政書士等としての豊富な専門知識と知見に基づき、企業会計、税務、労務等について、幅広い視点による助言や適切な監督等を行っております。また当社指名委員会・報酬委員会の委員として客観的な助言や意見交換等をいただくことにより、当社の経営の客観性や透明性、公平性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。
社外取締役 (監査等委員)	吉永 明宏	15回／15回	10回／10回	公認会計士としての豊富な専門知識と知見に基づき、企業会計、コーポレートガバナンス、内部統制等について、幅広い視点による助言や適切な監督等を行っております。また当社指名委員会・報酬委員会の委員として客観的な助言や意見交換等をいただくことにより、当社の経営の客観性や透明性、公平性の確保及び向上に重要な役割を果たしております。

(注) 阿知波知子氏及び吉永明宏氏は、2021年8月27日開催の第52回定時株主総会において取締役（監査等委員）に選任されており、取締役会出席状況及び監査等委員会出席状況は、就任後の回数であります。

5. 会計監査人の状況

(1) 名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報 酬 等 の 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	28,000 千円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	28,000

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査等委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。
3. 上記以外に、前事業年度の監査に係る追加報酬の額が3,000千円あります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

6. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況の概要

＜業務の適正を確保するための体制の概要＞

当社は、内部統制システムの整備に当たり、取締役会において「内部統制の整備及び運用に係る基本方針」を定め、業務の有効性及び適正性を確保する体制の構築を行っております。具体的には、取締役、使用人の職務の執行が法令及び諸規程に適合することを確保するための規程・体制やリスク管理に関する規程・体制の整備を行うと共に、本方針で定めた内容を実現するために整備された諸規程を必要に応じて見直しております。また、内部監査室が所定の内部統制が有効に機能しているかを定期的に検証し、継続的にその改善及び強化に努めております。

「内部統制の整備及び運用に係る基本方針」は、以下の通りです。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、各部門において諸規程が経営の実情に合致しているか常に点検し、諸規程の見直しを行うと共に、法令及び諸規程を遵守した業務執行の徹底と実施状況の監視を各部門長の重要な職務と位置付ける。また、「コンプライアンス規程」により業務の執行に当たり対応する法令及び諸規程の遵守に関するチェック、並びに役職員に対する教育・研修を実施する。当社は、コンプライアンス違反行為の早期把握、早期是正を行う体制を、「コンプライアンス規程」において定め、社内の内部通報体制を整備・運用する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、「文書管理規程」及び「情報セキュリティ管理規程」に従って情報を保存・管理し、当該情報を職務の執行のために必要とする者に対して適切に開示する体制をとる。また、機密情報、個人情報そしてインサイダー情報などの漏洩のリスクに的確に対処するため、その教育や監査体制にも重点を置いた情報管理体制の整備、強化に努める。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、経営管理本部、営業本部、各技術本部が本部内の各部門のリスクを統制すると同時にそれぞれが相互に牽制を行う体制をとる。その業務執行状況については「内部監査規程」により業務監査を行い、その結果は社長に報告され、必要に応じ改善実施を講じる体制とする。当社全体のリスク管理は代表取締役社長が統括し、必要な規程の整備を推進すると共に想定されるリスクの低減及び緊急事態への対応が可能なリスク管理体制の整備に努める。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、原則として毎月1回取締役会を開催し、経営上の重要事項の決定及び執行の監督を行う。取締役、幹部社員で構成する部長会を毎月1回開催し、経営意思の伝達及び各部門の業務遂行状況と問題点の把握、対応策の討議を行う。加えて、当社取締役会の諮問機関として指名委員会及び報酬委員会を設置し、独立役員である社外取締役の意見を取り入れた経営を行う。また、年度予算制度により、予算の執行は各部門が立案した業績目標に基づく実行計画に従って遂行し、目標の進捗・達成状況を定期的に社長に報告し、適宜、計画及び社内諸規程などのシステムの有効性についての確認を行って継続的な改善に努める体制をとる。

- ⑤ 当社における業務の適正を確保するための体制
当社は、取締役及び使用人の職務遂行の適合性を確保するため、社長直轄の内部監査室を設置し、「内部監査規程」に基づき内部監査を実施する。また、内部監査室は適宜、会計監査人及び監査等委員と情報交換し、効率的な内部監査を実施する。
- ⑥ 監査等委員がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
当社は、監査等委員より監査事務の補助の求めがあった場合、使用人を監査等委員補助スタッフとして配置するよう努める。配置する使用人の任命については、取締役と監査等委員が協議して決定する。
- ⑦ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項、及び当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査等委員補助スタッフとして使用人を配置した場合、その使用人に対する指揮命令権は監査等委員に属するものとする。また、当該使用人の人事考課は監査等委員が実施し、人事異動については、取締役と監査等委員が協議して決定する。
- ⑧ 監査等委員に報告をするための体制、及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制
当社の取締役及び使用人は、当社取締役会又は部長会で業務執行状況及びリスクとなる問題点とその対応策について監査等委員に報告する体制とする。また、当社においては、前述の体制以外に「コンプライアンス規程」において内部通報制度を定め監査等委員、内部監査部門長及び当社顧問弁護士への通報、相談の窓口を設けることにより、監査等委員への報告が可能な体制とする。また、これらの報告をした者が、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けることを「コンプライアンス規程」により禁止する。
- ⑨ その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査等委員は、監査等委員会監査が実効的に行われることを目的として、会計監査人及び内部監査室と定期的に情報交換を行い、相互の意思疎通を図ると共に、定期的に代表取締役社長と監査等委員との意見交換を行うための会議を開催する。また、監査等委員の職務の執行について生じる費用については、速やかに会社で費用を負担する。
- ⑩ 財務報告の信頼性及び資産保全の適正性を確保するための体制
財務報告の信頼性を確保するために必要な体制及び有する資産の取得・保管・処分が適正になれるために必要な体制を金融商品取引法等の法令に準拠して整備する。また、財務報告に係る内部統制の有効性を自ら評価し、外部に向けて報告する体制を整備する。
- ⑪ 反社会的勢力排除に向けた基本方針
当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを宣言し、反社会的勢力排除について「反社会的勢力排除規程」を設けその対応について定める。

＜業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要＞

① 当社のリスク管理体制

当社は、「リスク・コンプライアンス委員会」を設け、当社に関わるリスクの識別・分析を行い、監査等委員会・取締役会へ適宜報告を行うと共に、適切な対応を行っております。

② 主な会議の開催状況

取締役会は20回、監査等委員会は13回開催され、取締役の職務執行の適法性を確保し、取締役の職務執行の適正性及び効率性を高めるための社外取締役（監査等委員）の出席状況は、27頁の（6）社外役員に関する事項②当事業年度における主な活動状況に記載の取締役会及び監査等委員会への出席状況の通りです。

取締役会では、重要事項について審議・決定した他、担当取締役から職務執行状況について報告を受けております。社外取締役（3名）は、取締役会において独立役員としての客観的な立場から忌憚のない意見を述べ、経営や業務執行の監督機能を担っております。

③ 内部監査の実施

内部監査室は、内部監査基本計画に基づき、全業務部門に対し年2回の内部監査を実施し、結果を監査等委員会及び取締役会へ報告しております。

④ 従業員教育の実施状況

当社は従業員による法令等の遵守を徹底するため、「コンプライアンス規程」、「インサイダー取引防止規程」及び「反社会的勢力排除規程」を策定すると共に、これらに基づき従業員の行動規範である「東海ソフトCSRガイドライン」を設け、毎年すべての従業員がこれを確認しております。

7. 会社の支配に関する基本方針

当社は、株主構成上、現時点では敵対的買収の危険性は低いと考え、具体的な買収防衛策を講じておりませんが、敵対的買収に対する有効な対策及びその必要性については適時検討してまいります。

8. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社の配当政策は、株主への利益還元を経営における重要課題の一つと位置づけ、将来の事業展開と経営体質の強化のために必要な内部留保を確保しつつ、業績向上に応じて継続的かつ安定的な利益還元を行っていくことを基本方針としております。

当社は定款の定めにより、会社法第459条第1項に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定めることとしております。

当事業年度の配当につきましては、上記の基本方針に基づき、1株当たり16円といたしました。

当社の自己株式の取得については、経済情勢の変化に対応して財務政策等の経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めており、配当による利益還元とあわせ対応を検討してまいります。

貸借対照表

(2022年5月31日現在)

(単位：千円)

科 目 (資 産 の 部)	金 額	科 目 (負 債 の 部)	金 額
流 動 資 産	3,594,702	流 動 負 債	1,841,173
現 金 及 び 預 金	1,881,756	支 払 手 形	39,929
受取手形、売掛金及び契約資産	1,521,137	買 掛 金	197,982
電 子 記 録 債 権	60,297	1年内返済予定の長期借入金	326,429
仕 掛 品	16,359	リ ー ス 債 務	3,051
原 材 料 及 び 貯 蔵 品	16,009	未 払 金	77,311
前 渡 金	7,575	未 払 費 用	538,562
前 払 費 用	85,324	未 払 法 人 税 等	267,175
そ の 他	6,241	前 受 り 金	39,668
固 定 資 産	4,216,745	預 り 金	19,627
有 形 固 定 資 産	3,659,487	製 品 保 証 引 当 金	298
建 物	1,768,121	受 注 損 失 引 当 金	26,020
構 築 物	15,202	そ の 他	305,117
工 具 、 器 具 及 び 備 品	58,690	固 定 負 債	1,887,840
土 地	1,805,219	長 期 借 入 金	1,365,902
リ ー ス 資 産	12,253	リ ー ス 債 務	10,427
無 形 固 定 資 産	78,184	退 職 給 付 引 当 金	367,651
ソ フ ト ウ エ ア	53,733	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	111,147
そ の 他	24,451	資 産 除 去 債 務	31,210
投 資 そ の 他 の 資 産	479,073	そ の 他	1,502
投 資 有 価 証 券	116,768	負 債 合 計	3,729,014
長 期 前 払 費 用	5,867	(純 資 産 の 部)	
前 払 年 金 費 用	35,993	株 主 資 本	4,069,030
繰 延 税 金 資 産	253,369	資 本 金	826,583
そ の 他	67,074	資 本 剰 余 金	943,729
資 産 合 計	7,811,447	資 本 準 備 金	773,583
		そ の 他 資 本 剰 余 金	170,145
		利 益 剰 余 金	2,469,848
		利 益 準 備 金	25,400
		そ の 他 利 益 剰 余 金	2,444,448
		圧 縮 積 立 金	51,356
		別 途 積 立 金	140,000
		繰 越 利 益 剰 余 金	2,253,092
		自 己 株 式	△171,131
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	13,402
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	13,402
		純 資 産 合 計	4,082,432
		負 債 純 資 産 合 計	7,811,447

損 益 計 算 書

(2021年6月 1 日から
2022年5月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	7,303,586
売 上 原 価	5,617,932
売 上 総 利 益	1,685,654
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	1,012,329
営 業 利 益	673,324
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	2
受 取 配 当 金	2,357
受 取 手 数 料	1,100
そ の 他	1,036
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	7,936
投 資 有 価 証 券 評 価 損	3,459
支 払 手 数 料	348
違 約 金	7,446
そ の 他	49
経 常 利 益	658,582
税 引 前 当 期 純 利 益	658,582
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	294,330
法 人 税 等 調 整 額	△78,537
当 期 純 利 益	442,789

株主資本等変動計算書

(2021年6月1日から
2022年5月31日まで)

(単位：千円)

	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金 合 計
						圧 縮 積 立 金	別 途 積 立 金	繰 越 利 益 剰 余 金	
当期首残高	826,583	773,583	170,145	943,729	25,400	51,356	140,000	1,795,894	2,012,650
会計方針の変更による累積的影響額								88,209	88,209
会計方針の変更を反映した当期首残高	826,583	773,583	170,145	943,729	25,400	51,356	140,000	1,884,103	2,100,859
当期変動額									
剰余金の配当								△73,800	△73,800
当期純利益								442,789	442,789
自己株式の取得									
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	－	368,988	368,988
当期末残高	826,583	773,583	170,145	943,729	25,400	51,356	140,000	2,253,092	2,469,848

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	△211	3,782,752	△1,478	△1,478	3,781,274
会計方針の変更による累積的影響額		88,209			88,209
会計方針の変更を反映した当期首残高	△211	3,870,961	△1,478	△1,478	3,869,483
当期変動額					
剰余金の配当		△73,800			△73,800
当期純利益		442,789			442,789
自己株式の取得	△170,920	△170,920			△170,920
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)			14,880	14,880	14,880
当期変動額合計	△170,920	198,068	14,880	14,880	212,949
当期末残高	△171,131	4,069,030	13,402	13,402	4,082,432

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの…時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

市場価格のない株式等……………移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

①仕掛品……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

②原材料及び貯蔵品

原材料……………主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

貯蔵品……………最終仕入原価法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。但し、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下の通りであります。

建物……………15年から38年

工具、器具及び備品……………4年から15年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づいております。

(3) リース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

引当金の計上基準

(1) 製品保証引当金

販売済みソフトウェア製品に係る将来の契約不適合責任の履行及び無償補修の支出に備えるため、個別案件に対する見積額を計上しております。

(2) 受注損失引当金

受注契約に係る将来の損失に備えるため、当事業年度末における受注契約に係る損失見込額を計上しております。

(3) 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

①退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額を発生翌事業年度から費用処理しております。

(4) 役員退職慰労引当金

役員及び執行役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当事業年度末における要支給額を計上しております。

収益及び費用の計上基準

当社の主要な事業における主要な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は以下の通りであります。

(1) 受託制作のソフトウェア開発に係る請負契約

顧客との請負契約に基づき、ソフトウェアの開発を行う義務を負っております。

当該請負開発契約は、契約期間における当社の開発作業の進捗に伴い、顧客に支配が移転するため、当該履行義務の充足に係る進捗度を見積りにことにより、一定期間にわたり収益を認識しております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、原価総額の見積額に対する累積実際発生原価の割合(インプット法)で算出しております。

また、請負開発契約について、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合は、一定期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。

なお、収益は、顧客との契約に示されている対価に基づいて測定され、第三者のために回収する金額を除いており、取引の対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しているため、重大な金融要素は含んでおりません。

(2) 受託制作のソフトウェア開発に係る請負契約以外の役務提供契約

顧客との役務提供契約に基づき、ソフトウェア開発に係る役務提供を行う義務を負っております。

当該役務提供契約は、契約に基づき顧客に役務が提供される時間の経過に応じて履行義務が充足されるため、役務を提供する期間にわたり収益を認識しております。

なお、収益は、顧客との契約に示されている対価に基づいて測定され、第三者のために回収する金額を除いており、取引の対価は、履行義務を充足してから1年以内に受領しているため、重大な金融要素は含んでおりません。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

これにより、従来、請負契約による受注制作のソフトウェア開発に関する収益認識は、進捗部分に成果の確実性が認められる契約については進行基準を、その他の契約については完成基準を適用していましたが、ごく短期な契約を除き、履行義務を充足するにつれて、一定期間にわたり収益認識を行っております。履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、履行義務の結果を合理的に測定できる場合は、原価総額の見積額に対する累積実際発生原価の割合(インプット法)で算出しております。また、ごく短期な契約については完全に履行義務を充足した時点で収益認識を行っております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取り扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。但し、収益認識会計基準第86項ただし書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の貸借対照表は、「受取手形、売掛金及び契約資産」が565,977千円増加し、流動負債「その他」が182千円増加しております。当事業年度の売上高は118,739千円減少し、売上原価は98,547千円減少し、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれ20,192千円減少しております。

当事業年度の期首の純資産に累積的影響が反映されたことにより、株主資本等変動計算書の利益剰余金の当期首残高は88,209千円増加しております。当事業年度の1株当たり純資産は22円53銭増加し、1株当たり当期純利益は3円81銭増加しております。

また、収益認識会計基準等を適用したため、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」に表示していた「受取手形」、「売掛金」は、当事業年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することとしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取り扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することといたしました。なお、これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

また、「金融商品に関する注記」において、金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項等の注記を行うことといたしました。

3. 会計上の見積りに関する注記

当事業年度の計算書類に計上した金額

一定期間にわたり収益認識を行う受託制作ソフトウェア開発

売上高(年間) 3,688,698千円

当事業年度末時点で一定期間にわたり収益認識を行う売上高 540,037千円

会計上の見積りの内容について財務情報利用者の理解に資するその他の情報

(1) 算出方法

一定期間にわたり履行義務が充足される受託制作ソフトウェア開発契約の収益認識における履行義務の充足に係る進捗度の見積りの方法は、見積原価総額に対する累積実際発生原価の割合(インプット法)で算出しております。見積原価総額及び主要な仮定は継続的に見直しを行い、変更が発生した場合にはその影響額が信頼性をもって見積ることが可能となった事業年度に認識しております。

(2) 主要な仮定

受注制作のソフトウェア開発に係る収益認識における重要な会計上の見積り内容は、原価総額であり、ソフトウェア開発の作業に伴い発生が見込まれる人件費及び外注費等が主要な仮定として挙げられます。原価総額の見積りについては、プロジェクト毎の規模及び複雑性を考慮した上で、顧客の要求仕様に基づき、システム構築及びプロジェクトマネジメントに関する専門的な知識と経験を有する開発メンバーにより個別に行われております。

(3) 翌事業年度の計算書類に与える影響

将来の見積総原価については事業年度末毎に現況を踏まえて見直しを実施しておりますが、見積総原価に係る前提条件の変更等(要求仕様や設計の変更等)により当初見積りの変更が発生する可能性があり、翌事業年度に係る計算書類において認識する金額に影響を及ぼす可能性があります。

4. 追加情報

新型コロナウイルス感染症の収束時期等につきましては、不確定要素が多く、引き続き今後の動向を注視して参りますが、感染拡大による当社の業績への影響は、現時点においては軽微であり、その前提の下、繰延税金資産の回収可能性等の会計上の見積りを行っております。

5. 貸借対照表に関する注記

資産から直接控除した減価償却累計額

有形固定資産の減価償却累計額

287,457千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	4,920,300株	－	－	4,920,300株

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
普通株式	283株	175,827株	－	176,110株

(注) 自己株式の増加は単元未満株式の買取りによる増加27株、東京証券取引所の自己株式立会外買付取引(ToSTNet-3)による増加175,800株であります。

配当に関する事項

(1) 配当支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2021年6月11日 取締役会	普通株式	73,800	15	2021年5月31日	2021年8月30日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決 議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当の原資	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効 力 発 生 日
2022年6月14日 取締役会	普通株式	75,907	利益剰余金	16	2022年5月31日	2022年8月31日

7. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
未払賞与	131,277千円
退職給付引当金	112,501千円
役員退職慰労引当金	34,011千円
その他	56,742千円
繰延税金資産小計	334,532千円
評価性引当額	△34,508千円
繰延税金資産合計	300,023千円
繰延税金負債	
圧縮積立金	△22,644千円
その他有価証券評価差額金	△5,909千円
その他	△18,100千円
繰延税金負債合計	△46,654千円
繰延税金資産純額	253,369千円

8. 金融商品に関する注記

金融商品の状況に関する事項

当社は、設備投資計画と資金計画に照らして、必要な資金を銀行借入により調達しております。一時的な余資は、主に流動性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。

営業債権である受取手形、電子記録債権及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業部門は、与信管理規程に従い、主要な取引先の状況をモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理すると共に、財政状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図ることによってリスク管理しております。

投資有価証券は主として業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、四半期ごとに時価や取引先の企業の財務状況を把握し、保有状況を見直すことによりリスクを管理しております。

営業債務である支払手形、買掛金は、そのほとんどが3か月以内の支払期日であります。それらの支払いについては、適時に資金繰り計画を作成・更新すると共に手元流動性の維持などにより資金調達に係る流動性リスクを管理しております。

借入金の使途は運転資金及び設備投資資金であり、銀行借入により調達しております。原則として固定金利による借入を実施することにより借入金に係る支払金利の変動リスクを抑制しております。

金融商品の時価等に関する事項

当事業年度の貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
投資有価証券	114,168	114,168	－
資産計	114,168	114,168	－
長期借入金(*)	1,692,331	1,689,873	▲2,457
負債計	1,692,331	1,689,873	▲2,457

(*) 1年内返済予定の長期借入金は、長期借入金に含めて表示しております。

(注1) 「現金」は注記を省略しており、「預金」、「受取手形、売掛金及び契約資産」、「電子記録債権」、「支払手形」、「買掛金」、「未払金」、「未払法人税等」及び「預り金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。

当該金融商品の貸借対照表計上額は以下の通りであります。

(単位 千円)

区 分	貸借対照表計上額
非上場株式	2,600

金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価は、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価をもって貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位 千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
投資有価証券 その他有価証券 株式	114,168	－	－	114,168
資産計	114,168	－	－	114,168

(2) 時価をもって貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位 千円)

区 分	時 価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	－	1,689,873	－	1,689,873
負債計	－	1,689,873	－	1,689,873

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプット

①投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

②長期借入金

これらの時価は、元金利の合計額を市場金利で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は単一セグメントであるため顧客との契約から生じる収益につきましては、収益認識時期別に分解した情報を記載しております。

(単位 千円)

	組込み 関連事業	製造・流通及び 業務システム 関連事業	金融・公共 関連事業	合計
一時点で移転される財又はサービス	1,387,674	1,956,770	270,444	3,614,888
一定期間にわたり移転される財又はサービス	1,188,150	1,723,583	776,965	3,688,698
顧客との契約から生じる収益	2,575,824	3,680,353	1,047,409	7,303,586
その他の収益	－	－	－	－
外部顧客への売上高	2,575,824	3,680,353	1,047,409	7,303,586

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、「重要な会計方針に係る事項に関する注記 収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の期首残高及び期末残高は以下の通りであります。

(単位 千円)

	当事業年度
顧客との契約から生じた債権(期首残高)	948,171
顧客との契約から生じた債権(期末残高)	1,015,457
契約資産(期首残高)	629,280
契約資産(期末残高)	565,977
契約負債(期首残高)	43,939
契約負債(期末残高)	41,352

(注1) 契約資産は、主に請負契約について未請求の受注制作ソフトウェア開発に係る対価に対するものであります。契約資産は、対価に対する当社の権利が無条件になった時点で顧客との契約から生じた債権に振り替えております。

(注2) 契約負債は請負契約について顧客から受け取った前受金に関連するものであります。契約負債は収益の認識に伴い取り崩しております。

(注3) 当事業年度に認識した収益のうち、当事業年度期首の契約負債に含まれていた金額は39,945千円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社においては、当初の予想契約期間が1年を超える重要な取引がないため、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

10. 1 株当たり情報に関する注記

1 株当たりの純資産額	860円51銭
1 株当たりの当期純利益	90円26銭

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2022年7月15日

東海ソフト株式会社
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
名古屋事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	神 野 敦 生
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	石 原 由 寛

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、東海ソフト株式会社の2021年6月1日から2022年5月31日までの第53期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうかを検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2021年6月1日から2022年5月31日までの第53期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構成及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明すると共に、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査の方針、監査計画等に従い、会社の内部監査部門等と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証すると共に、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

（1）事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年7月20日

東海ソフト株式会社 監査等委員会

監査等委員 神谷 俊一 ㊞

監査等委員 阿知波 知子 ㊞

監査等委員 吉永 明宏 ㊞

(注)監査等委員 神谷俊一、阿知波知子及び吉永明宏は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

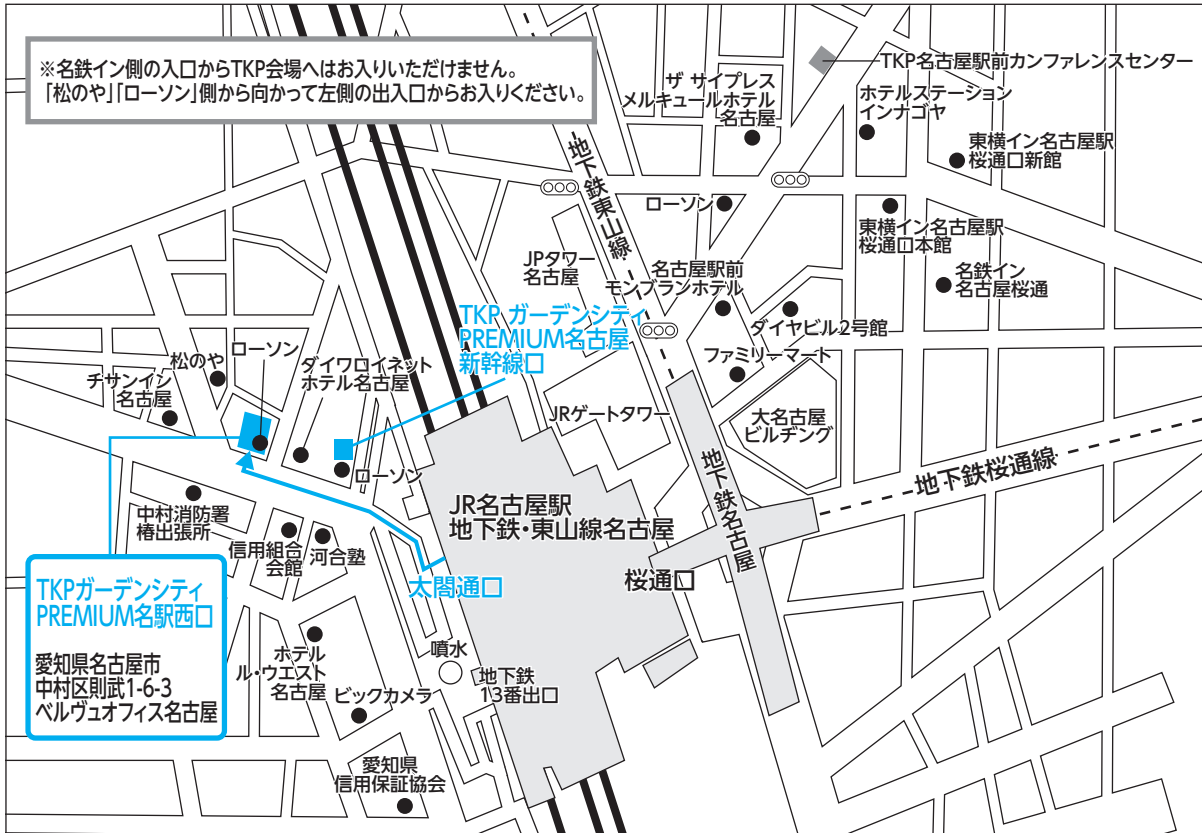
以 上

メ モ

Handwriting practice lines consisting of 15 sets of three horizontal dashed lines.

株主総会会場ご案内図

会場 TKPガーデンシティPREMIUM名駅西口 2階 スピカ
名古屋市中村区則武1-6-3 ベルヴュオフィス名古屋



交通 JR名古屋駅 徒歩5分

- ※ 駐車場のご用意はいたしておりませんので、お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。
- ※ 名古屋駅周辺はリニア中央新幹線開業に向けた工事中であるため、ご来場の際はご注意くださいようお願い申し上げます。



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。

